

# 福岡県公報

平成20年4月2日  
第2805号

## 目次

### 告示(第583号—第594号)

県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	.....	1
救急病院等の認定	(医療指導課)	.....	1
救急病院等の認定	(医療指導課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
平成19年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算	(財政課)	.....	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	72
<b>公 告</b>			
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(中小企業経営金融課)	.....	72
平成20年度調理師試験の実施	(健康増進課)	.....	72
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	.....	73
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	.....	73
意見募集の結果の公示	(建築指導課)	.....	74
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	.....	74
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	.....	74

都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	.....	75
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(森林保全課)	.....	76
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(森林保全課)	.....	76
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(森林保全課)	.....	76

### 監査委員

監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局特別監査室)	.....	77
-----------------	----------------	-------	----

### 公安委員会

少年指導委員の委嘱	(警察本部少年課)	.....	80
-----------	-----------	-------	----

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....	82
----------------------------------	-------------	-------	----

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....	82
----------------------------------	-------------	-------	----

## 告 示

福岡県告示第583号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻 生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業(内野地区)	平成19年3月9日

福岡県告示第584号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院、救急診療所を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻 生 渡

医療機関の名称	所在地	有効期間
国家公務員共済組合連合会 浜の町病院	福岡市中央区舞鶴3-5-27	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
秋本病院	福岡市中央区警固1-8-3	
医療法人原三信病院	福岡市博多区大博町1-8	
公立学校共済組合九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1	
福岡市医師会成人病センター	福岡市早良区祖原15-7	
川浪病院	福岡市早良区野芥1-2-36	
福岡和白病院	福岡市東区和白丘2-2-75	
聖峰会マリン病院	福岡市西区小戸3-55-12	
独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	
社会保険仲原病院	糟屋郡志免町御手洗6	
宗像医師会病院	宗像市田熊5-5-3	
医療法人 光竹会ごう脳神経外科クリニック	筑紫郡那珂川町大字山田1150-1	
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1-1-1	
医療法人社団医王会朝倉健生病院	朝倉市甘木151-4	
神代病院	久留米市北野町八重亀382-1	
社会保険大牟田天領病院	大牟田市天領町1-100	
田川市立病院	田川市大字糶1700-2	
町立芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町幸町8-30	
医療法人健愛会健愛記念病院	遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191	
社会保険小倉記念病院	北九州市小倉北区貴船町1-1	

福岡県告示第585号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病

院、救急診療所を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。  
平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

医療機関の名称	所在地	有効期間
医療法人楠病院	久留米市日吉町115	平成20年3月16日から平成23年3月15日まで
米の山病院	大牟田市大字今山2324-1	

福岡県告示第586号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫郡那珂川町片縄北二丁目336-5及び336-191から336-193まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫郡那珂川町片縄西四丁目17番1号  
入口 昭之

福岡県告示第587号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、苅田町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（与原地地区画整理事業に伴う基準点・現況・地区界測量業務委託）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
苅田町大字与原地内	平成20年3月17日から 平成20年3月31日まで

福岡県告示第588号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字毛後寺2696 - 11から2696 - 13まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原2709番地33

今任 朗

福岡県告示第589号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
池田土地改良区	平成20年3月24日

福岡県告示第590号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字長野字花園1541 - 1 及び1541 - 13

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

前原市大字長野1545番地の1

株式会社福岡フードサプライ 代表取締役 松本 修

福岡県告示第591号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市上古賀4丁目29 - 3、29 - 4 及び30 - 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市立明寺546 - 1

谷 州登

福岡県告示第592号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉麻市岩崎字天神879番、880番、881番1 及び881番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

新潟市南区清水4501番地1

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

福岡県告示第593号

平成19年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成20年2月第5回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻 生 渡

## 平成19年度福岡県一般会計補正予算（第3号）

平成19年度福岡県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,076,492千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,527,812,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

### （繰越明許費の補正）

第4条 繰越明許費の追加及び変更は、「第4表繰越明許費補正」による。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県	税	648,523,601	△ 31,031,882	617,491,719
	1 県 民 税	206,209,421	△ 9,750,323	196,459,098
	2 事 業 税	190,630,808	△ 18,910,543	171,720,265
	3 地 方 消 費 税	93,430,622	1,800,201	95,230,823
	4 不 動 産 取 得 税	20,831,535	△ 770,528	20,061,007
	5 県 た ば こ 税	11,487,058	△ 194,921	11,292,137
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,274,468	13,167	1,287,635
	7 自 動 車 税	66,168,666	△ 1,423,673	64,744,993
	8 鉦 区 税	7,038	△ 266	6,772
	9 自 動 車 取 得 税	16,406,535	△ 1,428,493	14,978,042
	10 軽 油 引 取 税	41,697,605	△ 416,368	41,281,237
	11 狩 猟 税	46,567	△ 2,559	44,008

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	12 産業廃棄物税	327,235	50,516	377,751
	13 旧法による税	6,043	1,908	7,951
2 地方消費税清算金		98,730,026	△ 2,749,978	95,980,048
	1 地方消費税清算金	98,730,026	△ 2,749,978	95,980,048
5 地方交付税		256,553,549	7,645,838	264,199,387
	1 地方交付税	256,553,549	7,645,838	264,199,387
6 交通安全対策特別交付金		1,837,960	△ 217,968	1,619,992
	1 交通安全対策特別交付金	1,837,960	△ 217,968	1,619,992
7 分担金及び負担金		9,436,922	△ 192,199	9,244,723
	1 分担金	844,144	△ 1,228	842,916
	2 負担金	8,592,778	△ 190,971	8,401,807
8 使用料及び手数料		17,911,162	△ 254,041	17,657,121
	1 使用料	9,160,127	6,339	9,166,466
	2 手数料	8,751,035	△ 260,380	8,490,655



9 国庫支出金		177,480,260	△ 3,090,373	174,389,887
1 国庫負担金		94,136,349	1,715,058	95,851,407
2 国庫補助金		79,319,599	△ 4,288,887	75,030,712
3 委託金		4,024,312	△ 516,544	3,507,768
10 財産収入		9,162,581	304,108	9,466,689
1 財産運用収入		4,435,416	1,972	4,437,388
2 財産売却収入		4,727,165	302,136	5,029,301
12 繰入金		27,640,108	2,679,132	30,319,240
1 特別会計繰入金		5,520,063	△ 173,707	5,346,356
2 基金繰入金		22,120,045	2,852,839	24,972,884
13 繰越金		696,908	257,928	954,836
1 繰越金		696,908	257,928	954,836
14 諸収入		101,910,327	△ 2,097,057	99,813,270
1 延滞金、加算金及び過料等		2,408,397	△ 58,481	2,349,916
2 県預金利子		211,408	225,393	436,801

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 貸付金元利収入	76,311,263	△ 562,688	75,748,575
	5 受託事業収入	5,621,569	△ 2,509,882	3,111,687
	6 収益事業収入	7,712,930	△ 313,173	7,399,757
	7 利子割精算金収入	97,610	△ 36,539	61,071
	8 雑収入	7,147,126	1,158,313	8,305,439
15 県債		173,574,800	23,670,000	197,244,800
	1 県債	173,574,800	23,670,000	197,244,800
歳入合計		<b>1,532,889,045</b>	△ <b>5,076,492</b>	<b>1,527,812,553</b>

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		67,836,298	△ 1,516,823	66,319,475
	1 総務管理費	28,141,621	1,649,599	29,791,220
	2 企画費	10,846,139	△ 1,800,757	9,045,382

	3 徴 税 費	17,892,804	△	607,249	17,285,555
	4 市 町 村 振 興 費	4,548,117	△	113,555	4,434,562
	5 選 挙 費	3,583,753	△	585,661	2,998,092
	6 防 災 費	1,100,429	△	6,143	1,094,286
	7 統 計 調 査 費	1,035,519	△	46,536	988,983
	8 人 事 委 員 会 費	282,012	△	3,481	278,531
	9 監 査 委 員 費	405,904	△	3,040	402,864
3 保 健 福 祉 費		252,295,805		3,376,888	255,672,693
	1 保 健 福 祉 管 理 費	61,244,498	△	1,534,538	59,709,960
	2 高 齢 者 福 祉 費	44,745,389		527,523	45,272,912
	3 児 童 家 庭 費	26,551,004		346,726	26,897,730
	4 障 害 者 福 祉 費	23,588,434		922,755	24,511,189
	5 健 康 対 策 費	9,934,126		54,004	9,988,130
	6 生 活 衛 生 費	1,062,075	△	30,275	1,031,800
	7 医 薬 費	3,308,119	△	394,984	2,913,135

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 監査保護費	31,339,155	2,994,304	34,333,459
	9 社会福祉費	50,523,005	491,373	51,014,378
4 環境費		4,437,461	△ 336,693	4,100,768
	1 環境費	4,437,461	△ 336,693	4,100,768
5 生活労働費		8,826,924	△ 303,676	8,523,248
	1 県民生活費	3,826,626	△ 139,640	3,686,986
	2 労政費	1,663,757	8,792	1,672,549
	3 職業訓練費	2,838,794	△ 166,220	2,672,574
	4 失業対策費	208,097	△ 6,608	201,489
6 農林水産業費		70,829,473	△ 5,243,608	65,585,865
	1 農業費	14,540,851	△ 1,598,039	12,942,812
	2 畜産業費	1,774,521	△ 270,128	1,504,393
	3 農地費	31,203,532	△ 2,762,442	28,441,090
	4 林業費	12,889,196	△ 61,801	12,827,395

	5 水 産 業 費	10,421,373	△	551,198	9,870,175
7 商 工 費		71,765,730	△	291,290	71,474,440
	1 商 業 費	65,264,259	△	131,056	65,133,203
	2 工 鉱 業 費	6,237,735	△	160,234	6,077,501
8 土 木 費		168,337,776		2,273,472	170,611,248
	1 土 木 管 理 費	18,360,088	△	151,519	18,208,569
	2 道 路 橋 り よ う 費	73,047,868		3,950,292	76,998,160
	3 河 川 海 岸 費	39,167,508	△	708,926	38,458,582
	4 港 湾 費	4,602,474	△	194,972	4,407,502
	5 都 市 計 画 費	22,277,544	△	120,626	22,156,918
	6 住 宅 費	9,350,616	△	731,351	8,619,265
	7 河 川 総 合 開 発 等 事 業 費	1,531,678		230,574	1,762,252
9 警 察 費		135,068,369	△	778,972	134,289,397
	1 警 察 管 理 費	131,472,989	△	677,629	130,795,360
	2 警 察 活 動 費	3,595,380	△	101,343	3,494,037

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		400,379,005	1,154,700	401,533,705
	1 教育総務費	33,038,584	2,130,744	35,169,328
	2 小学校費	143,547,380	△ 63,976	143,483,404
	3 中学校費	83,204,456	△ 15,774	83,188,682
	4 高等学校費	70,639,752	△ 395,608	70,244,144
	5 特別支援学校費	27,041,321	△ 27,058	27,014,263
	6 社会教育費	4,654,731	△ 75,462	4,579,269
	7 保健体育費	1,480,415	△ 3,653	1,476,762
	8 大学費	4,046,089	△ 69,582	3,976,507
	9 私立学校費	32,726,277	△ 324,931	32,401,346
11 災害復旧費		2,860,454	△ 1,253,292	1,607,162
	1 農林水産施設災害復旧費	1,190,131	△ 412,777	777,354
	2 土木施設災害復旧費	1,670,323	△ 840,515	829,808
12 公債費		170,752,749	△ 520,359	170,232,390

	1 公 債 費	170,752,749	△ 520,359	170,232,390
13 諸 支 出 金		176,386,467	△ 1,636,839	174,749,628
	1 利 子 割 交 付 金 等	173,986,467	△ 1,636,839	172,349,628
<b>歳 出 合 計</b>		<b>1,532,889,045</b>	<b>△ 5,076,492</b>	<b>1,527,812,553</b>

## 第2表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度	額
県 代 行 林 道 開 設 費	平成20年度		50,000千円
漁 場 環 境 改 善 事 業 費	平成20年度		1,000,000千円
漁 港 修 築 事 業 費	平成20年度		50,000千円
広 域 河 川 改 修 費	平成20年度		60,000千円
住 宅 宅 地 関 連 河 川 改 修 費	平成20年度		220,000千円
床 上 浸 水 対 策 特 別 緊 急 事 業 費	平成20年度		30,000千円
地 す べ り 対 策 事 業 費	平成20年度		120,000千円
海 岸 高 潮 対 策 事 業 費	平成20年度		300,000千円
港 湾 海 岸 高 潮 対 策 事 業 費	平成20年度		94,000千円
平 成 1 9 年 災 害 土 木 費	平成20年度		27,501千円



変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
道 路 改 良 費	平成20年度から 平成22年度まで	3,540,000千円	平成20年度から 平成22年度まで	3,820,000千円

## 第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	37,800	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成19年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	41,100	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成19年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
直轄空港事業負担金	600,600				752,700			
保健福祉施設整備事業費	3,363,800				3,213,200			
農林水産施設整備事業費	892,100				869,200			
農地事業費	4,067,600				5,202,800			
林道事業費	1,634,700				1,762,200			
治山事業費	2,325,100				2,521,300			
水産事業費	1,534,600				1,840,300			
河川事業費	11,520,400				11,842,900			
砂防事業費	3,528,800				3,490,800			
海岸事業費	640,700				616,900			
都市計画事業費	2,399,900				2,445,100			
道路事業費	33,159,200				38,205,100			

鉄道整備事業負担金	13,375,800				13,275,800			
直轄事業負担金	15,014,300				16,880,000			
公営住宅建設事業費	3,243,800				3,244,200			
警察施設整備事業費	2,590,400				2,572,400			
教育施設整備事業費	9,256,700				9,391,900			
災害復旧事業費	655,900				329,300			
退職手当	15,000,000				15,800,000			
臨時財政対策	42,144,600				42,148,000			
環境施設整備事業費					420,000			
農業事業費					900,000			
造林事業費					191,600			
県税減収補てん					12,700,000			
<b>計</b>	<b>173,574,800</b>				<b>197,244,800</b>			

第4表 繰越明許費補正  
追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	北部福岡緊急連絡管事業費	419,189
3 保健福祉費	4 障害者福祉費	障害者福祉施設整備費	248,699
4 環境費	1 環境費	環境保全費	53,000
6 農林水産業費	3 農地費	広域農業用水適正管理対策事業費	72,720
		担い手育成基盤整備事業費	435,714
		新農業水利システム保全対策事業費	48,772
		広域営農団地農道整備事業費	531,000
		農業集落排水事業費	15,195
		県営農村活性化住環境整備事業費	12,120
		県営農村総合整備事業費	811,490
		団体営農村総合整備事業費	3,896
		県営水環境整備事業費	54,140

		県営ため池等整備事業費	683,342
		湛水防除事業費	93,880
		地すべり対策事業費	10,100
		公害防除特別土地改良事業費	47,470
		クリーク防災機能保全対策事業費	78,550
	4 林業費	県営林道開設費	72,040
		森林整備林道事業費	90,377
		県単林道事業費	2,256
		ふるさと林道緊急整備事業費	176,241
		離島治山事業費	24,545
		災害関連緊急治山等事業費	48,077
		県単治山事業費	7,000
	5 水産業費	漁港修築事業費	402,000
		漁港海岸保全事業費	17,400
		漁港環境整備事業費	148,460

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		漁港漁村活性化対策事業費	29,270
		漁港利用調整事業費	46,500
8 土木費	1 土木管理費	新幹線整備促進費	600,000
	2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業事務費	145,070
		交通安全施設維持費	1,150
		道路災害防除費	308,760
		交通安全対策費	36,050
		道路改築費	831,211
		橋りょう補修費	211,434
		橋りょう架換費	157,408
	3 河川海岸費	河川砂防海岸事業事務費	115,170
		都市基盤河川改修費補助金	747,980
		床上浸水対策特別緊急事業費	781,840
		河川改修費	51,400

		砂防事業費	38,830
		海岸保全施設補修事業費	13,425
		海岸災害防除対策事業費	36,933
	4 港湾費	港湾事業事務費	8,627
		港湾改修事業費	338,120
		港湾海岸高潮対策事業費	89,314
		港湾既存施設有効活用促進事業費	9,639
	5 都市計画費	都市計画事業事務費	33,538
		市街地再開発事業費	181,630
		土地区画整理関連事業費	17,700
		土地区画整理緊急地方道路整備事業費	136,850
		街路事業費	227,347
		街路関連道路整備事業費	835,328
		公園関連事業費	51,636
	6 住宅費	公営住宅等建設助成費	18,021

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	28,520
		公営住宅ストック総合改善事業費	125,900
10 教育費	1 教育総務費	教員免許管理システム整備費	92,907
	4 高等学校費	老朽校舎改築費	332,199
		施設充実費	44,307
		校地整備費	149,626
		高等学校再編整備費	197,318
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧費	66,733
	2 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事務費	2,842
		平成19年災害土木費	159,219

## 変更

(単位：千円)

款	項	前		後	
		補正事業名	金額	補正事業名	金額
6 農林水産業費	3 農地費	土地基盤整備事業費	19,320	土地基盤整備事業費	22,205



		県営かんがい排水事業費	252,500	県営かんがい排水事業費	259,600
		県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	24,400	県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	362,220
		農地環境整備事業費	48,800	農地環境整備事業費	62,818
	4 林業費	県代行林道開設費	39,300	県代行林道開設費	282,050
		治山事業費	69,862	治山事業費	556,307
8 土木費	2 道橋りょう路費	道路交通安全施設整備費	57,000	道路交通安全施設整備費	805,730
		道路改良費	579,000	道路改良費	3,436,487
		第一種改良費	120,000	第一種改良費	427,432
		緊急地方道路整備事業費	701,000	緊急地方道路整備事業費	5,253,963
	3 河川海岸費	広域河川改修費	214,000	広域河川改修費	1,886,434
		都市河川改修費	224,000	都市河川改修費	1,368,463
		有明高潮対策事業費	54,000	有明高潮対策事業費	62,000
		堰堤改良費	50,000	堰堤改良費	135,843
		住宅宅地関連河川改修費	50,000	住宅宅地関連河川改修費	328,300
	河川激甚災害対策特別緊急事業費	70,000	河川激甚災害対策特別緊急事業費	322,846	

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		河川災害復旧等関連緊急事業費	110,000	河川災害復旧等関連緊急事業費	245,960
		河川総合流域防災事業費	40,000	河川総合流域防災事業費	552,535
		通常砂防事業費	53,000	通常砂防事業費	856,058
		地すべり対策事業費	101,000	地すべり対策事業費	219,922
		急傾斜地崩壊対策事業費	16,000	急傾斜地崩壊対策事業費	230,486
		砂防総合流域防災事業費	80,000	砂防総合流域防災事業費	788,609
		海岸高潮対策事業費	84,000	海岸高潮対策事業費	133,978
	4 港湾費	港湾局部改良事業費	105,000	港湾局部改良事業費	284,004
		港湾整備事業費	30,000	港湾整備事業費	31,200
	5 都市計画費	街路緊急地方道路整備事業費	448,440	街路緊急地方道路整備事業費	2,634,249
		都市公園施設費	223,462	都市公園施設費	431,462
	6 住宅費	公営住宅建設費	55,997	公営住宅建設費	620,650

## 平成19年度福岡県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成19年度福岡県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,641千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ461,032,019千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		197,714,378	△ 455,359	197,259,019
	1 一般会計繰入金	170,651,802	△ 455,359	170,196,443
2 県債		263,141,000	632,000	263,773,000
	1 県債	263,141,000	632,000	263,773,000
歳入合計		<b>460,855,378</b>	<b>176,641</b>	<b>461,032,019</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		460,855,378	176,641	461,032,019
	1 公債費	460,855,378	176,641	461,032,019
歳出合計		<b>460,855,378</b>	<b>176,641</b>	<b>461,032,019</b>

平成19年度福岡県市町村振興基金特別会計補正予算（第1号）

平成19年度福岡県市町村振興基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 60,286 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 223,167 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		283,452	△ 60,286	223,166
	1 諸 収 入	283,452	△ 60,286	223,166
歳 入 合 計		<b>283,453</b>	△ <b>60,286</b>	<b>223,167</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 出 金		283,165	△ 60,286	222,879
	1 一 般 会 計 繰 出 金	283,165	△ 60,286	222,879
歳 出 合 計		<b>283,453</b>	△ <b>60,286</b>	<b>223,167</b>

平成19年度福岡県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）

平成19年度福岡県災害救助基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 34,287 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60,805 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		26,518	△ 6,553	19,965
	1 財産運用収入	26,518	△ 6,553	19,965
2 繰入金			40,840	40,840
	1 一般会計繰入金		40,840	40,840
歳入合計		<b>26,518</b>	<b>34,287</b>	<b>60,805</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産費		26,518	34,287	60,805
	1 基金積立金	26,518	34,287	60,805
歳出合計		<b>26,518</b>	<b>34,287</b>	<b>60,805</b>



平成19年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57,270 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 498,721 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		22,382	△ 18,934	3,448
	1 一般会計繰入金	22,382	△ 18,934	3,448
2 繰越金		180,000	121,420	301,420
	1 繰越金	180,000	121,420	301,420
3 諸収入		205,308	△ 11,455	193,853
	1 諸収入	205,308	△ 11,455	193,853
4 県債		33,761	△ 33,761	0
	1 県債	33,761	△ 33,761	0
歳入合計		<b>441,451</b>	<b>57,270</b>	<b>498,721</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金助成事業費		441,451	57,270	498,721
	1 農業改良資金助成事業費	441,451	57,270	498,721
歳 出 合 計		<b>441,451</b>	<b>57,270</b>	<b>498,721</b>

## 第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金 貸付事業費	33,761	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。	0			

平成19年度福岡県営林造成事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度福岡県営林造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 77,138 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,174,490 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		879,382	△ 6,138	873,244
	1 一般会計繰入金	879,382	△ 6,138	873,244
7 県債		1,345,500	△ 71,000	1,274,500
	1 県債	1,345,500	△ 71,000	1,274,500
歳入合計		<b>2,251,628</b>	△ <b>77,138</b>	<b>2,174,490</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営林造成事業費		2,251,628	△ 77,138	2,174,490
	1 県営林造成事業費	2,251,628	△ 77,138	2,174,490
歳出合計		<b>2,251,628</b>	△ <b>77,138</b>	<b>2,174,490</b>

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林造成事業費	1,345,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	1,274,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

平成19年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ762,917千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,113,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡



第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		117,142	△ 1,289	115,853
	1 一般会計繰入金	117,142	△ 1,289	115,853
2 諸収入		2,388,289	△ 759,358	1,628,931
	1 雑収入	2,388,289	△ 759,358	1,628,931
4 県債		133,186	△ 2,270	130,916
	1 県債	133,186	△ 2,270	130,916
歳入合計		<b>3,875,921</b>	△ <b>762,917</b>	<b>3,113,004</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費		1,491,401	△ 3,559	1,487,842
	1 小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費	1,491,401	△ 3,559	1,487,842

2 公 債 費		2,384,520	△	759,358	1,625,162
	1 公 債 費	2,384,520	△	759,358	1,625,162
歳 出 合 計		<b>3,875,921</b>	△	<b>762,917</b>	<b>3,113,004</b>

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等 設備導入資金 貸付事業費	133,186	証書借入の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。	年1.60% 以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の規定に基づく業務方法書の定めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。	130,916	証書借入の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。	年1.60% 以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の規定に基づく業務方法書の定めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

平成19年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154,772千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,164千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		75,392	154,772	230,164
	1 財産運用収入	75,392	△ 32,246	43,146
	2 財産売却収入		187,018	187,018
歳入合計		<b>75,392</b>	<b>154,772</b>	<b>230,164</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 積立金		75,392	△ 32,246	43,146
	1 積立金	75,392	△ 32,246	43,146
2 繰出金			187,018	187,018
	1 基金繰出金		187,018	187,018
歳出合計		<b>75,392</b>	<b>154,772</b>	<b>230,164</b>

平成19年度福岡県河川開発事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度福岡県河川開発事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,332千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,734,469千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 那珂川開発事業費収入		9,883,114	△ 7,332	9,875,782
	2 分担金及び負担金	4,208,204	△ 331	4,207,873
	3 繰入金	287,004	△ 420	286,584
	5 諸収入	340,700	△ 6,581	334,119
歳入合計		<b>17,741,801</b>	<b>△ 7,332</b>	<b>17,734,469</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 那珂川開発事業費		9,883,114	△ 7,332	9,875,782
	1 那珂川開発事業費	9,883,114	△ 7,332	9,875,782
歳出合計		<b>17,741,801</b>	<b>△ 7,332</b>	<b>17,734,469</b>

第2表 継続費補正  
(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	110,324,350	63	150,000	110,317,018	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587
				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
11	764,463	11	764,463					



(単位：千円)

款	項	事業名	補正前		補正後			
			総額	年度 年割額	総額	年度 年割額		
				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,883,114		19	9,875,782
				20	11,300,000		20	11,300,000
				21	8,800,000		21	8,800,000
				22	4,300,000		22	4,300,000
				23	3,600,000		23	3,600,000
				24	13,500,000		24	13,500,000
				25	11,200,000		25	11,200,000

				26	12,200,000		26	12,200,000
				27	2,500,000		27	2,500,000
				28	600,000		28	600,000
				29	3,312,171		29	3,312,171

平成19年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 25,902 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,814,238 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		476,305	△ 20,283	456,022
	1 使用料	476,305	△ 20,283	456,022
2 繰入金		1,467,388	230,994	1,698,382
	1 一般会計繰入金	380,388	230,994	611,382
3 県債		6,102,500	△ 8,300	6,094,200
	1 県債	6,102,500	△ 8,300	6,094,200
5 諸収入		122,813	39,886	162,699
	2 雑収入	122,812	39,886	162,698
6 財産収入		671,133	△ 268,199	402,934
	2 財産売却収入	667,081	△ 268,199	398,882
歳 入 合 計		<b>8,840,140</b>	△ <b>25,902</b>	<b>8,814,238</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 運 営 埠 頭 施 設 整 備 費		2,646,298	△ 3,521	2,642,777
	1 県 運 営 埠 頭 施 設 整 備 費	2,646,298	△ 3,521	2,642,777
2 公 債 費		6,193,842	△ 22,381	6,171,461
	1 公 債 費	6,193,842	△ 22,381	6,171,461
歳 出 合 計		<b>8,840,140</b>	△ <b>25,902</b>	<b>8,814,238</b>

## 第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	3,968,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	3,960,200	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 県営埠頭施設整備運営事業費	1 県営埠頭施設整備運営事業費	苅田港新松山地区埠頭用地造成事業費	607,300
		苅田港新松山地区都市再開発用地造成事業費	209,500
		三池港荷役機械等整備事業費	159,500

平成19年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ327,672千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,755,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡



第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 御笠川那珂川流域下水道事業費収入		10,253,088	△ 85,116	10,167,972
	1 分担金及び負担金	4,551,156	△ 55,244	4,495,912
	2 国庫補助金	2,759,000	40,000	2,799,000
	3 繰入金	448,107	△ 30,016	418,091
	4 県債	1,051,200	△ 48,800	1,002,400
	5 諸収入	17,676	8,944	26,620
2 多々良川流域下水道事業費収入		3,814,190	△ 24,072	3,790,118
	1 分担金及び負担金	1,708,556	△ 8,232	1,700,324
	3 繰入金	458,231	△ 17,601	440,630
	4 県債	387,900	△ 4,000	383,900
	5 諸収入	11,386	5,761	17,147
3 宝満川流域下水道事業費収入		1,506,044	△ 9,863	1,496,181

	1 分担金及び負担金	563,632	△	2,127	561,505
	3 繰入金	93,152	△	8,057	85,095
	4 県債	121,200	△	1,200	120,000
	5 諸収入	430,353		1,521	431,874
4 宝満川上流流域下水道事業費収入		402,122	△	13,536	388,586
	1 分担金及び負担金	221,207	△	3,133	218,074
	3 繰入金	98,957	△	8,305	90,652
	5 諸収入	16,341	△	2,098	14,243
5 筑後川中流右岸流域下水道事業費収入		3,083,980	△	36,215	3,047,765
	1 分担金及び負担金	778,175	△	13,829	764,346
	3 繰入金	217,450	△	24,844	192,606
	5 諸収入	4,857		2,458	7,315
6 遠賀川下流流域下水道事業費収入		1,850,305	△	20,263	1,830,042
	1 分担金及び負担金	719,180	△	5,033	714,147
	3 繰入金	252,341	△	17,510	234,831

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 諸 収 入	52,484	2,280	54,764
7 矢部川流域下水道 事業費収入		3,250,683	△ 29,203	3,221,480
	1 分担金及び負担金	721,672	△ 9,256	712,416
	3 繰 入 金	312,258	△ 21,479	290,779
	5 諸 収 入	110,553	1,532	112,085
8 遠賀川中流流域下水道 事業費収入		1,428,872	△ 15,828	1,413,044
	1 分担金及び負担金	340,619	△ 3,011	337,608
	3 繰 入 金	206,515	△ 13,684	192,831
	5 諸 収 入	84,188	867	85,055
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		494,226	△ 93,576	400,650
	1 分担金及び負担金	127,251	△ 25,880	101,371
	2 国庫補助金	236,000	△ 40,000	196,000
	3 繰 入 金	12,975	△ 7,696	5,279
	4 県 債	118,000	△ 20,000	98,000

歳 入 合 計	26,083,510	△	327,672	25,755,838
---------	------------	---	---------	------------

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 御笠川那珂川流域下水道費		10,253,088	△ 85,116	10,167,972
	1 御笠川那珂川流域下水道費	10,253,088	△ 85,116	10,167,972
2 多々良川流域下水道費		3,814,190	△ 24,072	3,790,118
	1 多々良川流域下水道費	3,814,190	△ 24,072	3,790,118
3 宝満川流域下水道費		1,506,044	△ 9,863	1,496,181
	1 宝満川流域下水道費	1,506,044	△ 9,863	1,496,181
4 宝満川上流流域下水道費		402,122	△ 13,536	388,586
	1 宝満川上流流域下水道費	402,122	△ 13,536	388,586
5 筑後川中流右岸流域下水道費		3,083,980	△ 36,215	3,047,765
	1 筑後川中流右岸流域下水道費	3,083,980	△ 36,215	3,047,765
6 遠賀川下流流域下水道費		1,850,305	△ 20,263	1,830,042

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 遠賀川下流流域下水道費	1,850,305	△ 20,263	1,830,042
7 矢部川流域下水道費		3,250,683	△ 29,203	3,221,480
	1 矢部川流域下水道費	3,250,683	△ 29,203	3,221,480
8 遠賀川中流流域下水道費		1,428,872	△ 15,828	1,413,044
	1 遠賀川中流流域下水道費	1,428,872	△ 15,828	1,413,044
9 明星寺川雨水流域下水道費		494,226	△ 93,576	400,650
	1 明星寺川雨水流域下水道費	494,226	△ 93,576	400,650
歳出	合計	<b>26,083,510</b>	△ <b>327,672</b>	<b>25,755,838</b>

## 第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	3,350,100	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	3,276,100	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費補正  
追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2	多々良川流域下水道事業費	多々良川流域下水道建設費	194,412
6	遠賀川下流流域下水道事業費	遠賀川下流流域下水道建設費	266,740
9	明星寺川雨水流域下水道事業費	明星寺川雨水流域下水道建設費	154,600

## 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1	御笠川那珂川流域下水道事業費	御笠川那珂川流域下水道建設費	45,966	御笠川那珂川流域下水道建設費	803,036
3	宝満川流域下水道事業費	宝満川流域下水道建設費	15,500	宝満川流域下水道建設費	173,972
5	筑後川中流右岸流域下水道事業費	筑後川中流右岸流域下水道建設費	29,542	筑後川中流右岸流域下水道建設費	172,526
7	矢部川流域下水道事業費	矢部川流域下水道建設費	22,600	矢部川流域下水道建設費	726,710
8	遠賀川中流流域下水道事業費	遠賀川中流流域下水道建設費	70,700	遠賀川中流流域下水道建設費	400,000

平成19年度福岡県住宅管理特別会計補正予算（第1号）

平成19年度福岡県住宅管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146,082千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,433,187千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡



## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅管理費収入		7,178,950	155,495	7,334,445
	3 繰越金	324,501	155,495	479,996
2 県営住宅敷金管理費収入		108,155	△ 9,413	98,742
	1 繰越金	1	12,027	12,028
	2 諸収入	108,154	△ 21,440	86,714
歳入合計		<b>7,287,105</b>	<b>146,082</b>	<b>7,433,187</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅管理費		7,100,553	81,649	7,182,202
	1 県営住宅管理費	7,100,553	81,649	7,182,202
2 県営住宅敷金管理費		86,552	△ 5,540	81,012

	1 県営住宅敷金管理費	86,552	△ 5,540	81,012
3 予備費		100,000	69,973	169,973
	1 予備費	100,000	69,973	169,973
歳出合計		<b>7,287,105</b>	<b>146,082</b>	<b>7,433,187</b>

## 平成19年度福岡県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成19年度福岡県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成19年度福岡県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,577,116千円	2,379,637千円	4,956,753千円
第3項 特別利益	240,715千円	2,379,637千円	2,620,352千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,576,941千円	0千円	1,576,941千円

第2項 他会計からの長期借入金	115,272千円	△ 8,489千円	106,783千円
第4項 固定資産売却代金	350,375千円	8,489千円	358,864千円

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 平成19年度福岡県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成19年度福岡県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成19年度福岡県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 801,088 千円は過年度分損益勘定留保資金 471,996 千円及び繰越利益剰余金処分額 329,092 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 896,403 千円は過年度分損益勘定留保資金 567,311 千円及び繰越利益剰余金処分額 329,092 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）		（計）
	収	入	△	△	
第1款 資本的収入	79,000千円		△ 79,000千円		0千円
第1項 企業債	79,000千円		△ 79,000千円		0千円
		支		出	
第1款 資本的支出	880,088千円		16,315千円		896,403千円

第2項 企業債償還金

535,147千円

16,315千円

551,462千円

(企業債)

第3条 予算第6条を削除する。

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 平成19年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成19年度福岡県工業用地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成19年度福岡県工業用地造成事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 造成事業収益	418千円	148,567千円	148,985千円
第2項 特別利益	0千円	148,567千円	148,567千円

平成20年3月14日議決

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第594号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 西友古賀店  
(2) 所在地 福岡県古賀市中央4丁目1-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県中小企業診断実施規則（昭和41年福岡県規則第42号）の改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県商工部中小企業経営金融課に備え置きます。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集をしなかった理由

中小企業指導法（昭和38年法律第147号）、中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行ったもので、これは福岡県行政手続条例

第37条第4項第8号に該当するため。

2 規則の公布日

平成20年3月31日

公告

平成20年度調理師試験を次のように実施する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 食文化概論  
イ 衛生法規  
ウ 公衆衛生学  
エ 栄養学  
オ 食品学  
カ 食品衛生学  
キ 調理理論

(2) 日時

平成20年8月3日（日曜日）

午後1時から午後3時まで

(3) 場所

太宰府市五条3丁目11番25号

福岡経済大学

3 受験手続及び受付期間



## (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類（福岡県知事が実施した平成19年度調理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能）及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦5センチメートル、横5センチメートルのもの）1枚並びに受験申込手数料6,100円を添えて住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所（ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内生活支援課保健福祉相談係とし、大牟田市、久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）に提出すること。福岡県内に住所地又は就業地を有しない者は、直接、福岡県保健医療介護部健康増進課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「健康増進課」という。）に提出すること。

(ア) 学校教育法第57条の規定に該当することを証する書類 1部

(イ) 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、最寄りの保健福祉環境事務所等で交付する。

ウ 受験申込手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申込み場合は、必ず書留郵便にすること。

オ 福岡県知事が実施した平成19年度調理師試験の受験票（原本）を提出する場合は、3の(1)のアの(ア)及び(イ)の書類を省略することができる。

## (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成20年6月2日（月曜日）から6月6日（金曜日）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成20年6月6日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 4 合格者の発表

(1) 試験に合格した者の受験番号は、平成20年8月27日（水曜日）に発表する。発表は、保健福祉環境事務所等に掲示して行う。福岡県内に住所地又は就業地を有しな

い者については健康増進課に掲示する。

(2) 合格者に対しては、合格の通知を行う。

## 5 その他

(1) 受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は健康増進課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して90円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

(2) 出題形式は客観式四肢択一とする。

## 公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

商号及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
株式会社メガ川崎 博行	福岡市早良区城西2丁目13-4 城西ハイツ1階	福岡県知事(2)第08006号 平成18年6月16日	平成20年3月15日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の5第1項第1号

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 意見募集をしなかった理由

今回の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正は、国土交通省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による意見公募手続をとった上で、改正を行った処分基準と実質的に同一の改正を行うものであり、福岡県行政手続条例第37

条第4項第5号に該当する。

以上の理由から、今改正では同条例第37条第1項に定める意見公募手続を実施しないこととした。

## 2 施行期日

平成20年4月1日

### 公告

建設業者の「不正行為等に対する監督処分の基準」の一部改正案について、平成20年2月1日から平成20年3月1日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成20年4月1日に設定しましたので、公告します。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

### 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 北九州都市計画区域区分

## 2 開催の日時及び場所

- (1) 日時  
平成20年4月23日 午後7時から9時まで
- (2) 場所  
星ヶ丘市民センター（北九州市八幡西区大字笹田920番地の8）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要

都市計画の区域を、(3)の場所で閲覧する総括図表示のとおり変更する。

## (2) 北九州都市計画区域区分の変更の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

## (3) 閲覧

同案については、平成20年4月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び北九州市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年4月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

### (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることもある。

### (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

### (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

### 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年

福岡県規則第43号) 第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

直方都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成20年4月24日 午後7時から9時まで

(2) 場所

直方市中央公民館2階 第一学習室(直方市津田町7番20号)

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

都市計画の区域を、(2)の場所で閲覧する総括図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

同案については、平成20年4月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び直方市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年4月16日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則(昭和45年福岡県規則第43号)第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

筑紫野都市計画道路3・4・8号二日市駅入舟線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成20年4月25日 午後7時から9時まで

(2) 場所

筑紫野市役所 第11会議室(筑紫野市二日市西一丁目1番1号)

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
3・4・8号二日市駅入舟線	起点 筑紫野市二日市中央一丁目 終点 筑紫野市二日市中央五丁目 主な経過地 筑紫野市紫一丁目	約1,390メートル

(2) 閲覧

同案については、平成20年4月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び筑紫野市建設課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年4月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

#### 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

#### 6 その他

##### (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

##### (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

##### (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

#### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県森林法施行細則（平成12年福岡県条例第64号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部森林保全課に備え置きます。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 意見を募集しなかった理由

福岡県の組織再編により福岡県行政組織規則（昭和34年福岡県規則第66号）の一部

が改正されること及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の区域区分の見直し等に伴い、所要の規定の整理等を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 規則の公布日

平成20年3月31日

#### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県林地開発行為許可事務取扱要領の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部森林保全課に備え置きます。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 意見を募集しなかった理由

福岡県の組織再編により福岡県部制条例（昭和32年福岡県条例第9号）及び福岡県行政組織規則（昭和34年福岡県規則第66号）の一部が改正されること等に伴い、所要の規定の整理等を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 要領の改正日

平成20年4月1日

#### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県土砂埋立て等許可事務取扱要領の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部森林保全課に備え置きます。

平成20年4月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見を募集しなかった理由

福岡県の組織再編により福岡県部制条例（昭和32年福岡県条例第9号）の一部が改正されること等に伴い、所要の規定の整理等を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 要領の改正日

平成20年4月1日

監 査 委 員

監査公表第27号

知事部局の出先機関及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関29か所について実施した随時監査結果の報告（平成20年1月28日19特監第406号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年4月2日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	森田 俊介

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿  
 同 進 谷 庸助 殿  
 同 伊 藤 龍峰 殿  
 同 森 田 俊介 殿

19生文第4504号  
 平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成20年1月28日付19特監第406号の随時監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡高等技術専門学校	<p>○ 物品の購入において、次のような不適切なものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業服の購入において、単価契約が結ばれていないにもかかわらず単価契約の方式で購入している。</li> <li>・ ガソリンの購入において、事前決裁及び契約締結同等の必要な手続きがとられないまま単価契約が行われている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">2件</p>	<p>契約事務については、財務規則及び文書管理規程等を遵守し、適正な運用に努めるよう職員に周知、徹底を図りました。</p> <p>今後は、業務の進捗状況を的確に把握するとともに、チェック体制を強化し、再発の防止に努めて参ります。</p>

福岡県公安委員会発第139号

平成20年2月25日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿  
同 進 谷 庸助 殿  
同 伊 藤 龍峰 殿  
同 森 田 俊介 殿

福岡県公安委員会委員長

監査の結果に係る措置について（通知）

平成20年1月28日付19時監第406号の随時監査の結果についての報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
交通機動隊	育児休業職員の代替としての臨時職員の任用については、育児休業期間内に限られているが、その期間を超えて行っている。（14日間超過）	育児休業職員の休職期間及び臨時職員の任用期間の確認を確実に行うなどチェック体制の強化を図ることにより再発の防止に努めて参ります。

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第99号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成20年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成20年4月2日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
江副裕紀	092 - 734 - 0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域
杉元美智代		
紫垣亨子		
江頭克代		
永吉真治		
日野守隆		
中村徳		
小谷浩司		
中川清		
吉原勝巳		
伊藤忠	092 - 412 - 0110 博多警察署（少年係）	博多警察署の管轄区域
城戸文次郎		
川内義幸		
乙成勝		
堀武志		
古賀哲夫		
大庭宗一		
吉井薫		

竹添一志	092 - 643 - 0110 東警察署（少年係）	東警察署の管轄区域
栗田口賢三		
加藤和雄		
原昌史		
合屋善克		
松尾義隆	092 - 847 - 0110 早良警察署（少年係）	早良警察署の管轄区域
山部兼一		
戸川麻里子		
小林志信		
倉光敏夫		
松永義勝		
嶋田満宣	092 - 805 - 6110 西警察署（少年係）	西警察署の管轄区域
吉岡直通		
松尾二三夫		
三島俊康	092 - 542 - 0110 南警察署（少年係）	南警察署の管轄区域
小森隆幸		
北浦庸博		
坂井保幸		
堀江伸子		
前田弘文	0940 - 36 - 0110 宗像警察署（少年係）	宗像警察署の管轄区域
和田雄治		
大堂九仁雄	092 - 929 - 0110 筑紫野警察署（少年係）	筑紫野警察署の管轄区域
與子田道孝		
大武満洲男		
桑野英則		
帆足千尋		
藤洋之助		
土江賢隆		



松永金吾	092 - 939 - 0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域
貝野勝是		
高山守		
安川辰己		
牟田正光		
上野完一	0946 - 22 - 0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域
廣渡利秀		
青木勇二郎	093 - 861 - 0110 戸畑警察署 (少年係)	戸畑警察署の管轄区域
神崎義則		
犬童則幸	093 - 771 - 0110 若松警察署 (少年係)	若松警察署の管轄区域
杉本光洋		
楽満靖夫	093 - 691 - 0110 折尾警察署 (少年係)	折尾警察署の管轄区域
黒川千年		
濱田孝		
向井昌弘		
三好壽創		
中山寅清		
國廣末喜		
石本直喜	093 - 321 - 0110 門司警察署 (少年係)	門司警察署の管轄区域
横畠勝彦		
森實幸治		
吉田則雄		
吉野益生	093 - 923 - 0110 小倉南警察署 (少年係)	小倉南警察署の管轄区域
平野信幸		
野口義弘		
奥野泰美智		
竹内孝		
橋本正己		

清水弘康	093 - 662 - 0110 八幡東警察署 (少年係)	八幡東警察署の管轄区域
草賀勲		
深田五男	093 - 583 - 0110 小倉北警察署 (少年係)	小倉北警察署の管轄区域
山下源太郎		
伊勢幸雄		
武内正文		
池田勇		
上野孝司	093 - 645 - 0110 八幡西警察署 (少年係)	八幡西警察署の管轄区域
岩本展幸		
木原光康		
黒岩義之		
大貝幸史		
山中秀夫		
水口鉄昭		
山本豊	0930 - 24 - 5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域
河部雪男		
植村正徳	0949 - 22 - 0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域
松下登一		
的野弘明	0948 - 21 - 0110 飯塚警察署 (少年係)	飯塚警察署の管轄区域
渡邊勝巳		
田坂勝信		
尾木義明		
原田宣次		
相良淳一		
江藤征生		
小西直信		
大塚眞次		

池本 武富士		
久多見 辰 堆	0947 - 42 - 0110 田川警察署 (少年係)	田川警察署の管轄区域
梶原 孝 文		
小野 秀 雄		
井上 領 平		
平田 俊 成		
森 光 徹	0942 - 38 - 0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
古賀 利 郎		
村上 豊 美		
村田 利 光		
梅野 忠		
米倉 達 雄	0943 - 22 - 5110 八女警察署 (少年係)	八女警察署の管轄区域
平井 昭 文		
馬場 忍		
山田 良 治	0944 - 74 - 0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域
原田 美 治		
川口 治 彦		
藤井 清 午	0944 - 43 - 0110 大牟田警察署 (少年係)	大牟田警察署の管轄区域
篠原 信 久		
山本 美智子		
辛川 和 秀		

## 福岡県公安委員会告示第101号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年4月2日

## 福岡県公安委員会

## 1 講習の日時、場所等

- (1) 講習の日時  
平成20年4月25日（金）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習の場所  
福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室
- (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者

## 2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第102号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年4月2日

福岡県公安委員会

### 1 講習の日時、場所等

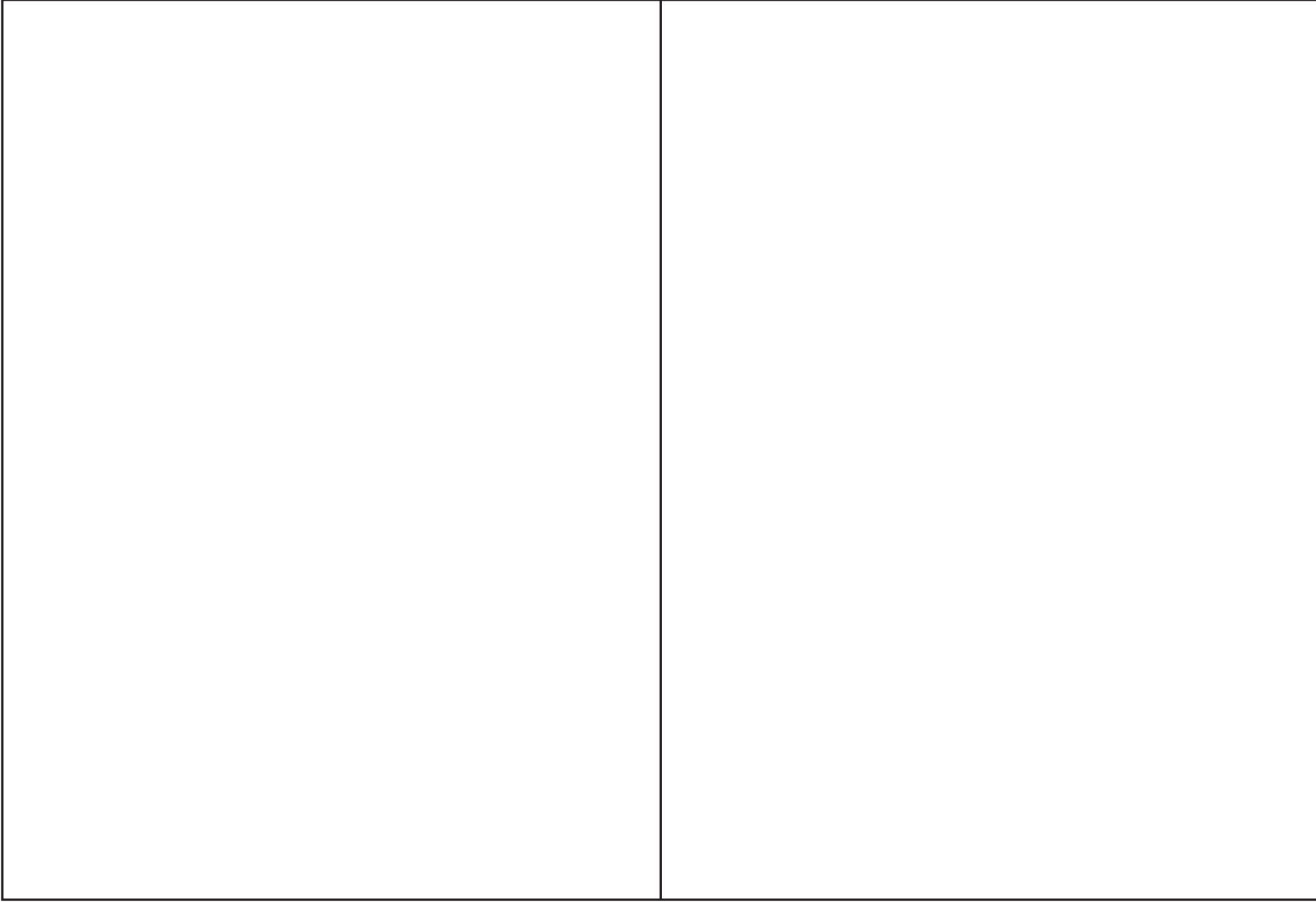
日 時	場 所	講習警察署
平成20年4月22日（火） 13：30～16：30	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
平成20年4月23日（水） 13：30～16：30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成20年4月24日（木） 13：30～16：30	行橋市行事3丁目12番1号 行橋警察署 会議室	行橋警察署

### 2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
 〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等100%再生紙を使用しています